

令和2年11月（第11回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和2年（2020年） 第12回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	奥村 敬介
主 事	上村 洸二		

## 6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和2年第11回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は農業委員14名全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番松野隆委員、10番中川恭一委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が3件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
まず、賃貸借の部10件でございます。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、使用貸借の部9件でございます。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、農地中間管理事業の解約でございます。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地中間管理事業の解約の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

11月3日に堀部推進委員と譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、ロールベラー、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、飼料作物で、申請地には飼料作物を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数55年、年間200日、妻が経験年数55年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、9,447㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々地域で牧場を経営しており、区役等にも積極的に参加するとのことですので伺っているため、問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号2番につきましては、10番中川恭一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

11月3日に西村推進委員と代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、草刈り機、刈払い機等を所有されており、問題ありません。

農作業の従事につきましては、今回農地の取得をしたうえでの、新規就農となりますので、経験年数はありませんけれども、就農後は年間150日の農業従事を予定しており、申請地には栗を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、6,559㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては4番松野隆委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

11月6日に宮本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農家住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

今回は、中古住宅を農家住宅として整備するため、許可後は速やかに造成工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては12番坂田俊明委員に調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

11月5日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい



(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、転用のための使用貸借権設定の部でございしますが、番号1番につきましては7番松本功委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

11月6日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農業委員会分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号14番、15番、35番、36番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号14番、15番、35番、36番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思っております。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部でございますが、番号7番につきまして議事参与の制限に該当しますので、議事進行を荒川筆頭代理に交代し、退室します。

《会長退室》

（1番委員）

会長に代わり、議事を進行します。さっそく審議に入ります。

賃借権設定の部 番号7番について、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（1番委員）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（1番委員）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では会長の入室をお願いします。

《会長入室》

(議長)

続きまして、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思ひます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思ひます。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思ひます。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和2年第12回委員会の日時について申し上げます。次回は12月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員